

令和4年度第7回浜松市行政区画等審議会

日時：令和5年3月16日（木）午後2時から

場所：浜松市役所 本館8階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

浜松市長からの諮問に対する答申について

- ・「浜松都市計画事業船明土地区画整理事業に伴う小字の廃止について」

3 その他

4 閉 会

浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

委嘱区分	氏名	備考	
知識経験	○ 伊藤 徳江	浜松市消費者団体連絡会	1期目
	澤井 勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局	2期目
	◎ 鈴木 純哉	静岡県建築士会西部ブロック	1期目
	鈴木 美佐男	浜松市自治会連合会	1期目
	竹内 直美	とぴあ浜松農業協同組合女性部	1期目
	藤井 康幸	静岡文化芸術大学	2期目
	松下 ひとみ	浜松商工会議所女性会	1期目
関係機関	佐々木 美文	静岡地方法務局 浜松支局	1期目

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

※◎会長、○副会長

○浜松市行政区画等審議会条例

平成17年6月1日

浜松市条例第42号

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平20条例30・追加)

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平20条例30・旧第4条繰下)

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例30・旧第5条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第26条(第1号に係る部分に限る。)の規定は同年10月15日から、第26条(第2号に係る部分に限る。)の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

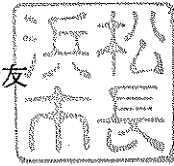
の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。



浜総文第502号
令和5年2月17日

浜松市行政区画等審議会会長 様

浜松市長 鈴木 康友

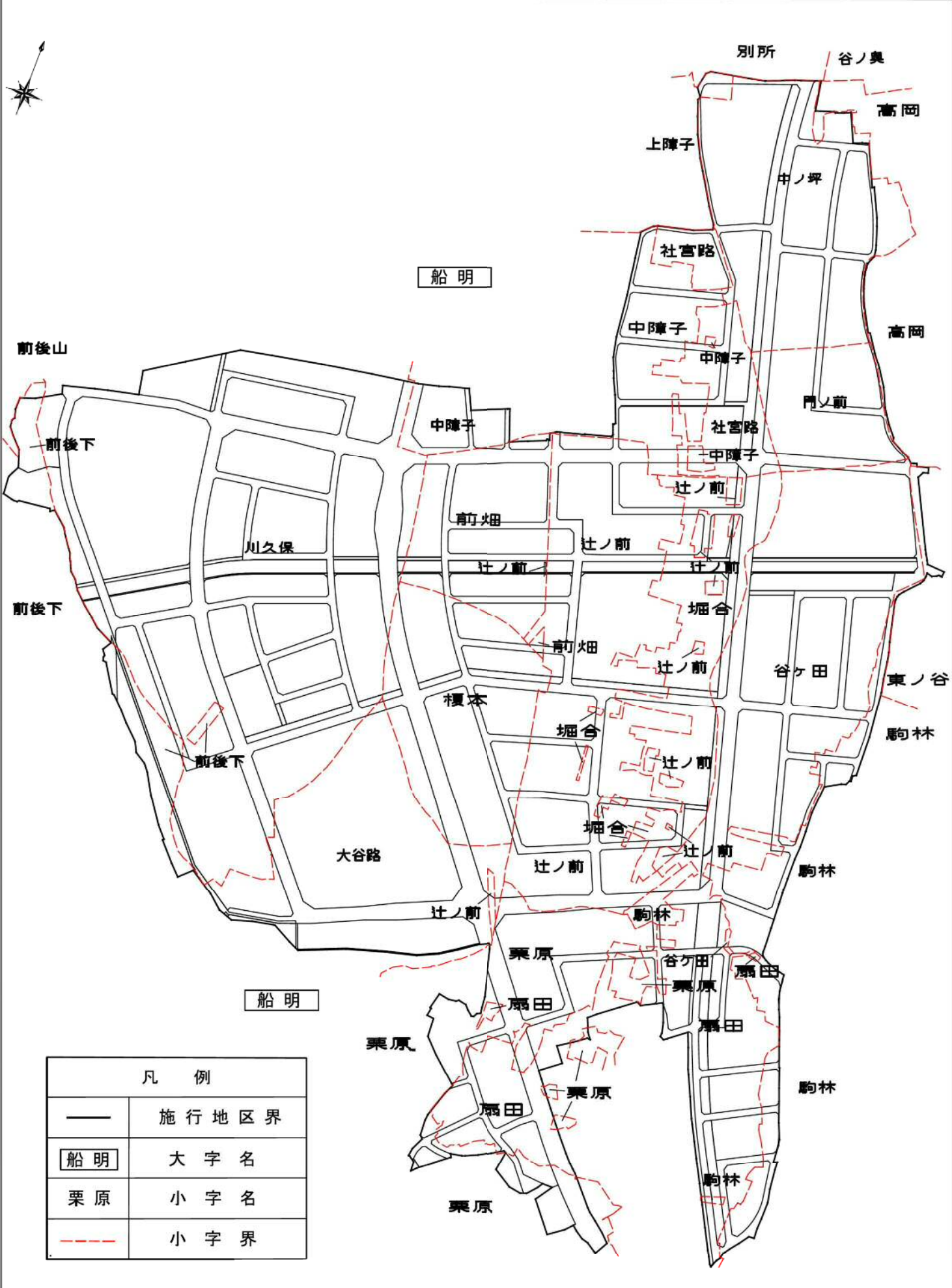


諮問書

浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号の規定により、次のとおり意見を求めます。

件名	浜松都市計画事業船明土地区画整理事業に伴う小字の廃止について
目的・諮問理由	<p>浜松市天竜区船明の当該区域は、慢性的な排水不良の解消及び都市的土地利用を図ることを目的として平成7年度に船明土地区画整理事業が施行され、その後の進捗により、道路、公園、水路等の生活基盤が整備されているところです。</p> <p>現状において当該地区は、小字の境界線が複雑であり、土地区画整理事業の換地処分の手続等を円滑に進めていくため、浜松市船明土地区画整理組合及び地元自治会から小字の廃止についての要望書が提出されました。</p> <p>これを受け、浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号の規定に基づき、小字の廃止について諮問するものです。</p>
経緯	<p><背景></p> <p>1 土地区画整理事業施行日 平成8年 2月23日</p> <p>2 要望書の提出 令和4年12月22日</p>
内容	<p>1 小字の廃止（裏面のとおり）</p> <p>効力発生の時期については、地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとなります。</p> <p>2 土地区画整理事業（参考）</p> <p>(1) 施行者 浜松市船明土地区画整理組合</p> <p>(2) 事業期間 平成8年2月23日から令和6年3月31日まで</p>
時期	<p><実施及び公表の時期・方法（議会、記者、市民）></p> <p>令和5年5月 市議会定例会へ提案（小字の廃止）</p> <p>令和5年9月 土地区画整理事業換地処分（予定）</p>
備考	<実施する上で関係する事項、実施したことにより生じる事項、本件の取り扱いなど>

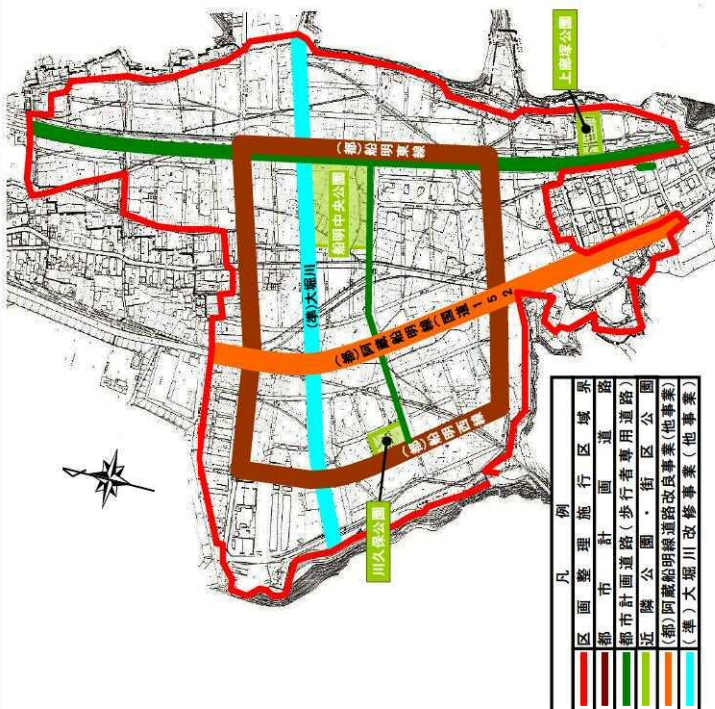




公共施設整備計画

- **道路**
(都)阿蔵船明線を骨格として、それに接続する補助幹線道路である(都)船明真線と(都)船明西線をループ状に配置するとともに、自転車や歩行者の安全で快適な空間を確保するために、自転車歩行者専用道路として(都)船明大池線と(都)堀合川久保線を配置する。
- **公園**
近隣公園として船明中央公園(1.3ha)、街区公園として上麻塚公園、川久保公園(各0.2ha)を配置する。
- **排水施設**
地区内の雨水は、道路内の排水施設を経て(準)大堀川を経由して(一)天竜川に放流する。また、地区内に公共下水道雨水渠3路線を設定する。
- **供給処理施設**
上下水道の供給のために、新たな水源確保と供給管を道路計画に合わせて移設、新設する。
- **その他関連施設**
(一)天竜川へ放流するための(準)大堀川改修事業及び(都)阿蔵船明線 についての本工事については、管理者が築造する。

浜松都市計画事業 船明土地区画整理事業



浜松市 都市整備部 市街地整備課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
TEL.:053-457-2746 FAX.:050-3730-2198
MAIL: shigaichi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
2021.4

「技術と文化の世界都市・浜松」

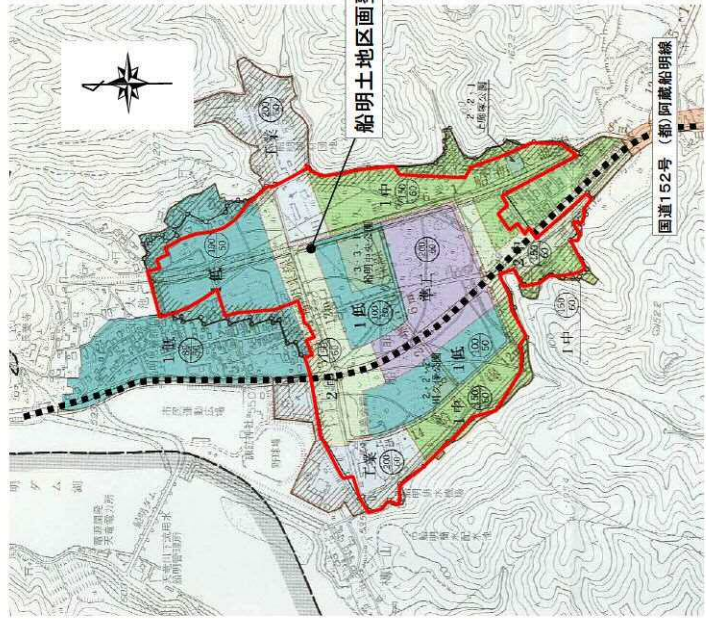
浜松市は、21世紀の浜松を創造するため、「技術と文化の世界都市・浜松」を都市づくりの政策目標として、5つの基本テーマに基づいた諸政策の積極的な展開と、新たなまちづくりを推進しています。

都市づくりの政策目標
技術と文化の世界都市・浜松
都市づくりの基本テーマ

- 【創造】豊かな個性と創造性を育てる市民文化都市
- 【躍進】次代を託す新技術産業集積都市
- 【交流】世界に広がる人、もの、情報の交流拠点都市
- 【健康】明るく生きがいに満ちた健康福祉都市
- 【安心】安全で魅力的な快適環境都市

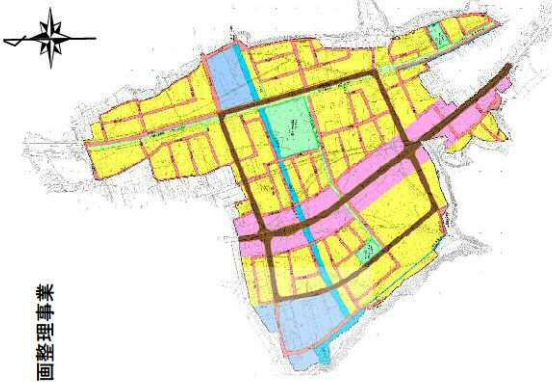
船明地区の現況

船明地区は、天竜区の中心市街地に近接しているにもかかわらず、慣性的な洪水地域であるため都市的土地利用が図られていない。そのため、本事業により慣性的な排水不良を解消し、都市的土地利用が図られるよう、道路、公園、水路等の生活基盤施設を整備し、健全な市街地を造成し、宅地の利用増進を図る。



事業の概要

- 事業の名称 浜松都市計画事業 浜松市船明土地区画整理事業
- 施行者 浜松市船明土地区画整理組合
- 施行面積 約43.5ha
- 施行期間 平成7年度～令和4年度
- 事業費 46.1億円
- 合算減歩率 35.38%
 - ・公共減歩率 20.55%
 - ・保留地減歩率 14.83%



● 土地利用現況及び土地利用計画

区分	施行前		施行後		備考
	面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)	
道路	39,756	9.1	100,173	23.1	
公園・緑地	0	0.0	17,013	3.9	
河川・水路	15,045	3.5	15,787	3.6	
調整池	0	0.0	0	0.0	
小計	54,801	12.6	132,973	30.6	
民有地等	362,352	83.2	245,876	56.4	
保留地	0	0.0	56,425	13.0	
測量増減	18,121	4.2	0	0.0	
合計	435,274	100.0	435,274	100.0	

● 主な都市施設

名称	規模等	備考
運(都)阿蔵船明線	W=16~17.5m, L=810m	
(都)船明東線	W=12~15m, L=910m	
(都)船明西線	W=12~15m, L=760m	
船明大池線	W=8~20m, L=1,040m	
堀合川久保線	W=6m, L=430m	
船明中央公園	A=1.3ha	
上廊塚公園	A=0.2ha	
川久保公園	A=0.2ha	

地方自治法

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

地方自治法施行令

第七十九条 地方自治法第二百六十条第一項の規定による処分、旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)による耕地整理、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業(換地処分を伴うものに限る。)、土地区画整理法による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九号)第二条第一号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、旧耕地整理法第三十条第四項の規定による換地処分の認可の告示の日、土地改良法第五十四条第四項(同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による換地処分の公告があつた日の翌日又は土地区画整理法第一百三十四条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からそれぞれ生ずるものとする。

土地区画整理法

第一百三十三条 換地処分は、関係権利者に換地計画において定められた関係事項を通知してするものとする。

- 2 換地処分は、換地計画に係る区域の全部について土地区画整理事業の工事が完了した後において、遅滞なく、しなければならない。ただし、規準、規約、定款又は施行規程に別段の定めがある場合においては、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。
- 3 個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、換地処分をした場合においては、その旨を公告しなければならない。都道府県知事は、都道府県が換地処分をした場合又は前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。
- 5 換地処分の結果、市町村の区域内の町又は字の区域又は名称について変更又は廃止をすることが必要となる場合においては、前項の公告に係る換地処分の効果及びこれらの変更又は廃止の効力が同時に発生するように、その公告をしなければならない。
- 6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。